

広報はとやま広告掲載取扱要領

（目的）

第1条 この要領は、鳩山町有料広告掲載に関する基本要綱に基づき、鳩山町（以下「町」という。）が作成する広報はとやまへの広告掲載に関して必要な事項を定めるものとする。

（広告掲載の位置）

第2条 広告を掲載する位置は、広報紙の表紙・裏紙を除く各ページとする。

（掲載規格）

第3条 掲載規格は、1段（178ミリメートル×48ミリメートル）と1段の2分の1（89ミリメートル×48ミリメートル）相当とする。

（掲載募集枠）

第4条 掲載募集枠は、広報はとやまのページ数に応じて、政策財政課で決定する。

（広告の掲載期間）

第5条 広告掲載期間は1ヶ月単位とし、連続する掲載期間は各年度最大12ヶ月とする。

（掲載スペース料）

第6条 広告掲載スペース料の額は、別表のとおりとする。ただし、町長は特に必要があると認める場合は、これを減免することができる。

（広告内容）

第7条 広告のデザイン及び内容などは、広報はとやまのイメージを損なうことのないよう、申込者と調整してから掲載するものとする。

また、掲載する広告の割付等は町が行うものとする。

（広告原稿の作成及び提出）

第8条 広告原稿は、町が指定する方法により申込者の負担で作成し、町が指定する期日までにフロッピーディスク等により提出するものとする。

（その他）

第9条 この要領の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年3月10日から施行する。

別表（第6条関係）

1. 広告掲載スペース料

区分（規格）	金額
1段 (178ミリメートル×48ミリメートル)	1回につき20,000円
1段の2分の1相当 (89ミリメートル×48ミリメートル)	1回につき10,000円